

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

百四十号	路線名
深谷市荒川字上宿一五二番地先から 同市荒川字新井一〇二九番地先まで	供用開始の区間
平成二十九年三月十日	供用開始の期日
延長二三六・四一メートル	備考 平成二十四年三月二十三日付け埼玉県熊谷県土 整備事務所長告示第八号で告示した道路区域の 供用開始である。